

7-4. ペットショップ・園芸ショップ等

【行動計画での記載内容】(p4)

③ ペットショップ・園芸ショップ等

ノネコやノイヌ、熱帯魚など、もともとペットとして飼育されていた動物や園芸植物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、県民全般にペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すためには、取扱事業者の協力が必要です。

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示への協力を要請していきます。

【今年度の取組内容】

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対して、取り扱う動植物の適切な管理をお願いする啓発資料を配布し、利用客や従業員への周知を依頼した。

ペットショップ等に対しては、沖縄県動物愛護管理センターを通じて動物取扱責任者研修に参加した454箇所の事業所等に配布した。配布物は「生き物を扱う・飼う皆様へのお願い」(10部)及び「沖縄県ではさまざまな外来種対策を実施しています」(1部)、環境省沖縄奄美自然環境事務所より提供いただいた「奄美・沖縄地域の外来種とその防除」(1部)の3種類とした。

園芸ショップ等に対しては、電話帳等から作成した園芸関連業者リストの527箇所に郵送で配布した。配布物は「植物を販売・購入される皆様へ」(10部)及び「沖縄県ではさまざまな外来種対策を実施しています」(1部)、環境省沖縄奄美自然環境事務所より提供いただいた「水草を利用される皆さまへ」(1部)の3種類とした。

表 7-4.1 園芸ショップ等における啓発資料の配布状況

対象	配布件数									合計
	南部	那覇市	中部	宜野湾市	沖縄市	浦添市	北部	八重山	宮古	
種苗商	2	1	0	1	1	1	0	0	0	6
園芸店	14	4	11	0	2	0	9	5	4	49
造園業	35	17	34	10	6	6	9	11	9	137
ペットショップ(魚)	2	5	4	1	1	0	1	0	1	15
植木栽培・販売	1	0	0	0	1	0	2	0	0	4
果樹園	2	0	1	0	0	0	12	9	22	46
植物園	1	0	0	0	1	0	2	1	0	5
生花栽培	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4
生花店	26	52	33	12	14	19	9	7	5	177
農園	0	2	0	0	0	0	10	16	10	38
温室栽培	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ホームセンター	2	1	7	0	0	2	2	1	1	16
ファーマーズマーケット	6	0	6	2	2	0	2	0	0	18
合計	106	82	97	26	28	28	58	50	52	527

【生き物を扱う・飼う皆様へのお願い】A4 両面

生き物を扱う・飼う皆様へのお願

今、世界的に「外来種」が問題になっています。外来種というと、マングースなどの特の問題になっている一部の種が思い浮かぶかもしれませんが、外来種は実はとても身近な存在です。みなさんが扱うペットや観葉植物も、その多くは外来種です。

「外来種＝悪」ではありませんが、適切に管理する必要があります。くれぐれも、ペットや観葉植物を野外に捨てることのないようお願いいたします。



なぜ外来種が問題なの？

マングースの導入によって、ヤンバルクイナなどの多くの沖縄の在来生物が激減しました。マングースの影響がこれほど大きなものになったのは、沖縄にはもともと肉食のほ乳類が少なく、沖縄の在来生物はこうしたほ乳類に対する防御能力をもたずに進化してきたからだと考えられています。もともとこの地域にいなかった生き物、つまり外来種は、予期せぬ深刻な影響をおよぼすことがあるのです。



沖縄県外来種対策指針

沖縄県は、多くの島々からなり、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなど、数々の固有種が生息する生物多様性の豊かな地域です。一方、沖縄県のような「島」の生態系は、規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることから、外来種の影響を受けやすいという特徴があります。そこで、外来種対策を推進するための方針として、平成30年5月に、「沖縄県外来種対策指針」が策定されました。沖縄県では、この指針に従って、さまざまな外来種対策を実施されています。沖縄県では、「沖縄県外来種対策指針」のほか、「沖縄県対策外来種リスト」、「外来種の適正利用方針」等を策定し、公開しています。



「沖縄県外来種対策指針」等
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>

沖縄県希少野生動植物保護条例

沖縄県では、希少野生動植物の保護や外来種による被害の防止を図るにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康や文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県希少野生動植物保護条例を令和元年10月31日に制定しました。希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼす（又は及ぼすおそれのある）動植物を「指定外来種」として指定し、被害の防止に努めることとしています。イノシシ、ニホンイタチ、インドクジャク、コウライキジ、サキシマハマズソード、アール、ウオーキングキャットフィッシュ、ヤエヤマヤマボトボタル、ウチアゼニグサの9種を指定しています。



沖縄県指定希少野生動植物種及び指定外来種の指定について
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/shiteisyu.html>

沖縄県環境自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-7243
 (制作) 一般財団法人 沖縄県環境科学センター

【植物を販売・購入される皆様へ】A4 両面

植物を販売・購入される皆様へ

大切に 育てましょう！

野外に捨てると、生態系等に影響を及ぼすことがあります



沖縄県

水面一面を覆うアカアオイ(石名瀬地味平島)

外来種はマングースのような動物だけではなく、植物にも問題になる種がいます。私たちが普段利用している観賞用の多くの植物は外来植物です。正しく管理されている限り問題ありませんが、自然環境に逸出すると生態系に影響を及ぼすことがあります。

不要になった植物は、**野外に捨てずに、ゴミ袋等に入れて、適切に処分してください。**



オオブサモ(左)、外来アソラ類(外来のアカウキサ属)(右)などの水草は徳義的に増殖し、水面を覆うことがあります。



北大東島の海岸に定着したトラゴニウム(左)は生育するトウモロコシ(右)の根に寄生し、生育を阻害するトウモロコシの一種。茎には刺が生えており危険。

沖縄県では、生態系等への影響が考えられる外来種を「沖縄県対策外来種リスト」に掲載しています。リスト掲載種のうち、水草、観葉植物、果樹や花などに利用される植物の一部を以下に示します。外来生物法や沖縄県希少野生動物保護条例で栽培等が禁止されている種類もありますので、ご注意ください。

【水草】

- ・ポタンウキウキ(特定外来生物)
- ・オオブサモ(特定外来生物)
- ・ナガエツリノガイワウ(特定外来生物)
- ・外来アソラ類(アソラ・クリスタルは特定外来生物)
- ・ウチワヒメウキ(オオウチワヒメウキは特定外来種)
- ・ホテイアオイ(オオウチワヒメウキ、ホテイア)
- ・オオサンショウモ など

【観葉植物】

- ・アノニユウゼツラン
- ・アツバチセラン(サンスベリア)
- ・オウゴンカズラ(ボトス) など
- ・トウモロコシ
- 【果樹・花など】
- ・ドラゴンフルーツ
- ・テリハバンジロウ(ストロベリークアア)
- ・シチヘンゲ(ランタナ) など

上記の植物は、全て沖縄県対策外来種リストに掲載種として掲載されている外来種。「対策種」とは、沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種。

・特定外来生物：外来生物法に基づき栽培等が規制される外来種。
 ・指定外来種：沖縄県希少野生動物保護条例に基づき栽培等が規制される外来種。

外来植物の適正利用などについて、下記もご覧ください。

・沖縄県の外来種対策指針等について(外来植物の適正利用方針、沖縄県対策外来種リストなど)

<https://www.upref.okinawa.jp/site/kankyo/shizay/hogoo/garaisyutaisakushishintei>



沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市築崎 1-2-2 行政棟 4 階 TEL.098-866-2243

(制作)一般財団法人沖縄県環境科学センター

【沖縄県ではさまざまな外来種対策を実施しています】A4 両面

沖縄県ではさまざまな外来種対策を 実施しています



みなさまのご理解・ご協力をお願いします

沖縄県

沖縄県は、「沖縄県外来種対策指針」「沖縄県外来種 対策行動計画」「沖縄県対策外来種リスト」を策定し、 さまざまな外来種対策を実施しています。

沖縄県は、多くの島々からなり、ヤンバルクイナやイリオモトヤマネコなど、数々の固有種が生息する生物多様性の豊かな地域です。一方、沖縄県のような「島」の生態系は、規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることから、外来種の影響を受けやすいという特徴があります。そこで、外来種対策を推進するための方針として、平成30年6月に「沖縄県外来種対策指針」を策定し、対策を実施する外来種のリストとして、同年8月に「沖縄県対策外来種リスト」を策定しました。さらに、「沖縄県外来種対策指針」に定めた将来像を実現するために実施する具体的な取り組みの計画として、令和2年3月に「沖縄県外来種対策行動計画」を策定しました。

外来種対策で何より重要なことは、そもそも外来種を侵入・定着させないということです。そのためには、動物でも植物でも、生き物を飼う、育てるときは、絶対に外に逃がさないことが大切です。

いったん野外に定着した外来種は、ときにはある種を絶滅させるほどの影響をおよぼすことがあります。生態系等への影響の大きい外来種を侵略的外来種と呼びますが、こうした種に対しては、駆除等の対策を実施する必要があります。

外来種対策へのみみなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。

表のイラストは、沖縄県の「重点対策種」の絵型です。重点対策種は、沖縄県が重点的に対策を実施する種として位置付けている外来種です。



より詳しい情報は、沖縄県HPまで：
沖縄県外来種対策指針、沖縄県対策外来種リスト、沖縄県外来種対策行動計画
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>

沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-2243
(制作)一般財団法人沖縄県環境科学センター

7-5. 農林水産業従事者

【行動計画での記載内容】(p4)

④ 農林水産業従事者

家畜や農作物として利用されていた生物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、農林水産業に携わる県民に適正な飼養・栽培を促すための周知が必要です。

各管轄部署における普及指導等において、外来種問題の啓発を行うとともに、生態系への影響を考慮した適正飼養・栽培の協力を要請していきます。

【今年度の取組内容】

農林水産業に携わる県民に対して、産業管理外来種 3 種（セイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチ、セイヨウミツバチ）に関する資料を関係各課と調整のうえ配布した。

セイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチを利用するトマト農家等に対しては、営農支援課を通じて各地区の農業改良普及センター等（北部農林水産振興センター、中部農業改良普及センター、南部農業改良普及センター、宮古農林水産振興センター、八重山農林水産振興センター、各 20 部）に配布することで、農家等への周知を依頼した。配布物は飼育環境や処分などの管理の徹底を呼びかける「マルハナバチを利用する農家のみなさまへ」とした。

セイヨウミツバチを利用する養蜂家に対しては、畜産課を通じて養蜂家が参加する沖縄県転飼調整地方協議会において 100 部配布した。配布物は分蜂群の逸出防止など管理の徹底を呼びかける「養蜂家のみなさまへ」とした。

【マルハナバチを利用する農家のみなさまへ】A4 両面

マルハナバチを利用する農家のみなさまへ



セイヨウオオマルハナバチも



クロマルハナバチも

セイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチは、 沖縄県の産業管理外来種に指定されています

産業管理外来種

産業等において重要だが、生態系等への影響が懸念されるため、適切な管理が必要となる外来種。

なぜ産業管理外来種なのか

1 在来生物への影響

セイヨウオオマルハナバチは、国内では北海道に定着し、在来のマルハナバチ類や在来植物に影響を与えていると考えられています。国内で定着が確認されているのは北海道ですが、海外では比較的涼湿な地域に適応した個体群も存在することから、沖縄県でも定着する可能性があります。

2 クロマルハナバチも沖縄では外来種

セイヨウオオマルハナバチは特定外来生物に指定されており、本州～九州では在来種であるクロマルハナバチへの駆除が推奨されています。しかし、沖縄県にはもともとマルハナバチ類が生息しており、クロマルハナバチも沖縄県では外来種になります。そのため、セイヨウオオマルハナバチと同様のリスクがあると考えられます。

セイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチともに、管理の徹底をお願いします

セイヨウオオマルハナバチは特定外来生物に指定されており、外資生物法により移出させない管理の徹底が求められています。クロマルハナバチは特定外来生物ではありませんが、沖縄県ではセイヨウオオマルハナバチと同様のリスクがあります。一度定着した外来種の排除はきわめて困難です。同様にも、管理の徹底をお願いします。

いま一度確認を!

- ネットやビニールに隙間や破れはないか
- 出入口は二重になっているか、出入りの際に開け放っていないか
- 使用後はハチを確実に処分しているか

逃がさないでください!

沖縄県の外来種対策やセイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチの管理については、下記HPもご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishim.html>

- ・沖縄県外来種対策指針
- ・沖縄県農業外来種リスト
- ・セイヨウオオマルハナバチ適正管理計画
- ・クロマルハナバチ適正管理計画



沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL: 098-866-2243

(制作)一般財団法人沖縄県環境科学センター

沖縄県

【養蜂家のみなさまへ】A4 両面



セイヨウミツバチは、
沖縄県の産業管理外来種に指定されています

産業管理外来種

産業等において重要だが、生態系等への影響が懸念されるため、適切な管理が必要になる外来種。

なぜ産業管理外来種なのか

1 林内での野生化

やんばる地域や亜米島を含む保全上重要な林内で、セイヨウミツバチの野生化が確認されています。自然にできた樹洞や、やんばる固有のキツツキであるノグチガサの古巣を利用しており、本来こうした環境を利用する在来生物への影響が懸念されます。

2 その他の影響

セイヨウミツバチは蜜や花粉を採る能力が非常に高く、外来植物を好むなどの傾向があります。セイヨウミツバチが優占すると、外来植物が有利になり、在来植物が圧迫されるなどの影響が懸念されています。また、蜜の取り合いなどで在来のハチバチと競合する可能性があります。

分蜂群を逃がさないよう、管理の徹底をお願いします

養蜂場から逃げた分蜂群は、住宅街や自然の林内で営巣し、付近の住民や生態系に影響をおよぼします。また、逃がした養蜂場にとっては直接的な経済的損失であり、さらに、セイヨウミツバチが野外に定着すれば、飼育されているミツバチと野外定着ミツバチの間で競合が起こる可能性があります。セイヨウミツバチの天敵であるオオスズメバチが沖縄には生息していないなどの理由から、沖縄には定着しやすいと考えられています。分蜂群を外に逃がすことのないよう、管理の徹底をお願いします。また、生きたハチの入ったまま巣箱を投棄しないでください。

※ミツバチの飼育は居住の市町村に届出が必要です。趣味の養蜂も対象となります。

沖縄県の外来種対策やセイヨウミツバチの管理については、下記HPをご覧ください。
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisaikushishin.html>

- ・沖縄県外来種対策科
- ・沖縄県対策外来種リスト
- ・セイヨウミツバチ適正管理計画



沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-2243
 (制作) 一般財団法人沖縄県環境科学センター

7-6. 意図的外来種（外来植物）

【行動計画での記載内容】(p7)

(2) 侵入の防止（予防）

1) 意図的外来種への対策

① 普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法における特定外来生物は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に逸出する危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、県民一人ひとりが外来種の危険性を認識し、適正飼養や野外への逸出を予防することが効果的です。このため、『(1) 1) 普及啓発』では、上記の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。

農業や緑化に利用されている外来植物の中には、野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、「外来植物の適正利用方針」を定め、生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止の取り組みを進めます。

【今年度の取組内容】

生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止のため、「外来植物の適正利用方針」について普及啓発を行った。利用対象ごと（緑化事業者向け、牧草利用者向け、農業従事者向け）に作成した啓発資料を関係各課と調整のうえ配布した。

緑化事業者等に対しては、都市公園課を通じて、県営都市公園（名護中央公園、沖縄県総合運動公園、中城公園、浦添大公園、首里城公園、奥武山公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バナナ公園、各 30 部）管理事務所に、道路管理課を通じて各地区の土木事務所道路担当班（5 事務所、各 30 部）に、河川課を通じて各地区の土木事務所河川担当班（宮古を除く 4 事務所、各 5 部）配布することで、事業者等への周知を依頼した。また、道路管理課からは造園業界関係者に 50 部配布された。配布物は刈り取った植物の移動・処分の注意などを呼びかける「緑化に取り組むみなさまへ」とした。

牧草利用者等に対しては、畜産課を通じて畜産農家が参加する会議等（寒地型牧草の普及推進に向けた現地検討会）において 30 部配布した。配布物は結実前の刈り取りや牧草地周辺の草刈りなどを呼びかける「畜産農家のみなさまへ」とした。

農業従事者等に対しては、園芸振興課を通じて JA おきなわ農業振興本部（生産資材部、営農販売部、各 50 部）及び各地区営農振興センター（北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区、八重山地区、各 50 部）に配布することで、農家等への周知を依頼した。配布物は未出荷野菜などの適切な処分などを呼びかける「野菜や果物を栽培しているみなさまへ」とした。

緑化に取り組みなさまへ

それ、外来植物です！



沖縄県 沖繩県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-2443

（制作）一般財団法人沖縄県環境科学センター

緑化に利用される植物には、外来植物が多く含まれています。そしてその中には、自然環境に逸出し、生態系に大きな影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！ 外国の植物だけでなく、県外や違う島の植物など、本来その地域に生息しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを認識し、適正に利用する必要があります。



県産種のミモサ pudica の生育地に広がるアメリカハマグルマ（匠表麻）

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対策すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、緑化に主に利用される植物は以下の通りです。

県産別	外来種
アメリカハマグルマ	
トクサハシクマオウ（トキワギヨリュウ）	
パンノキ	
ジュズサンゴ	
ソウシヤク（タイワンアカシア）	
アノカハクセツカ	
フミク	
ウチワサボテン	
センニンサボテン	
園芸スイレン	
モミジハシルガク（タイワンアリガク）	
シヤヘンゲ（フンタテ）	
アイノリユウゼツラン	
アツハマトネラン（サンスベリア）	
ホアノアノイ（ワオ タ ヒヤソフス）	
県産別	
なし	
子け	
ウチワサボテン	
ソウアツクマオウ（イカサニユリ）	
アツハマミカシラン	

取り取った植物の移動・処分にも注意！

取り取られたツルヒヨドリ（特定外来生物）が、自分のために移動されることにより拡散したと思われる事例が発生しています。取り取った植物に種子がついていたり、移動によって種子が拡散してしまいます。また茎や根のかけらが再生できる植物もあります。完全になくすることは難しいですが、外来植物の拡散防止へのご協力をお願いいたします。

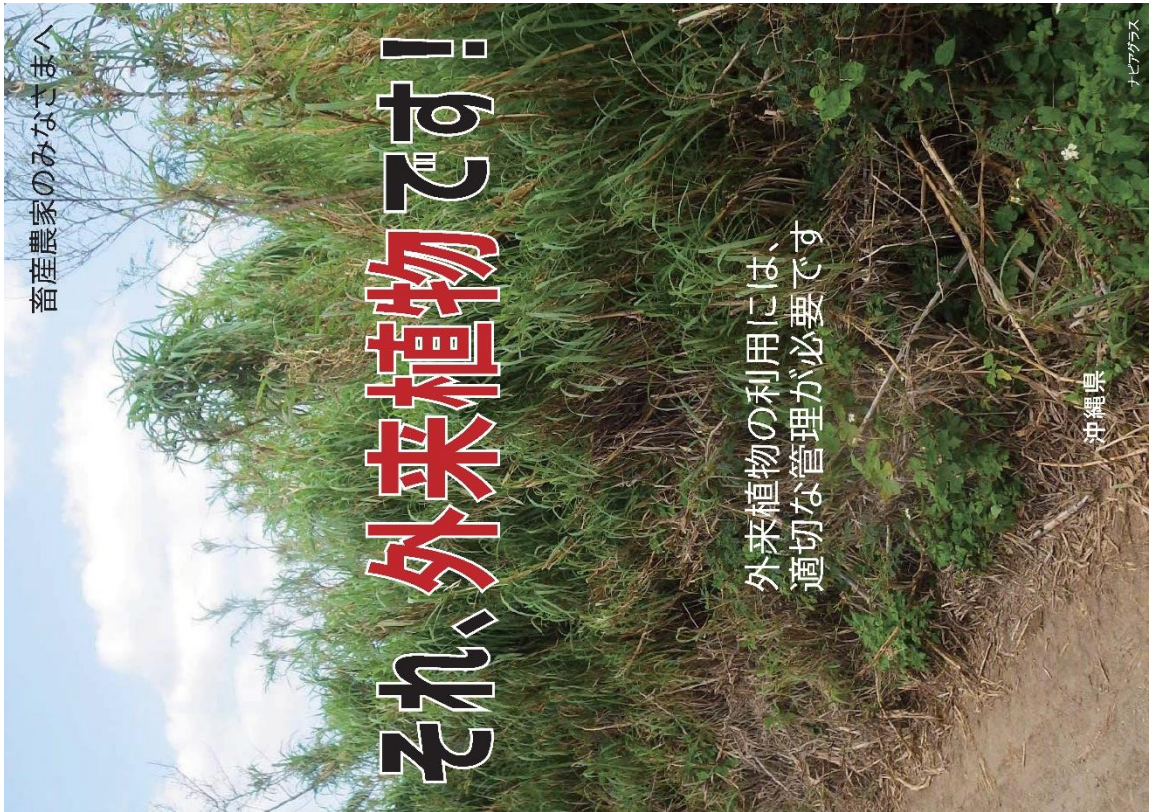
外来植物の適正利用については、下記もご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hankyo/shi/zen/hanryo/hogo/gaibutsu/sakushi.html>

外来植物の適正利用方針

沖縄県対策外来種リスト





多くの場合、「牧草」は外来植物です。そしてその中には、自然環境に逸出し、生態系に影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！ 外国の植物だけでなく、県外や違う島の植物など、本来その地域に生育しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを認識し、適正に利用する必要があります。

牧草の逸出を防ぐために、結実前に刈り取りを行い、牧草地周辺の草刈りを適切に行うようお願いいたします

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対処すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、主に牧草として利用される植物は以下の通りです。

和名	品種名	区分
ギネアキビ (ギニアグラス)	カットン、ハイカジ、うーまーく、ナツコタカ	対策種
ナビアグラス (ネビアグラス)	台番草二号、台湾7734、Wiwukwona	対策種
アメリカスズメノヒエ (ビアグラス)	ナンゴク	対策種
シマスズメノヒエ (ダリスグラス)		対策種

外来植物の適正利用については、下記もご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hankyo/shizen/hogo/gaiaisuyutai/sakushishin.html>

外来植物の適正利用方針

沖縄県対策外来種リスト



【野菜や果物を栽培しているみなさまへ】A4 両面

野菜や果物を栽培しているみなさまへ

それ、外来植物です！

外来植物の利用には、
適切な管理が必要です



普段「野菜」「果物」と考えている植物の多くは、実は外来植物です。そして中には、自然環境に逸出し、生態系に影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！外国の植物だけでなく、県外や違う島の植物など、本来その地域に生育しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを認識し、適正に利用する必要があります。



逸出したタチバナアザテク

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対策すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、農業に主に利用される植物は以下の通りです。

トウモロコシ	なし
ワイルドライラック	栽培種
ドラゴンフルーツ（サンカクササザン株）	なし
アザテク	なし
タチバナアザテク（ヒタンガ）	なし
テリハバンジロウ（ワカボシロス）	栽培種
山菜	なし
ヤブタバコ	栽培種
キウイフルーツ（シナガキナシ）	なし

出荷しなかった野菜などは適切に処分を

捨てられたと思われるドラゴンフルーツが同県各地で野生化しています。また、ドラゴンフルーツだけでなく、果実を捨てるとその中の種子が発芽する可能性があります。ご自身が管理されていない場所へ野菜等の投棄をされなようお願いします。

外来植物の適正利用については、下記をご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gaiira/syutaisakushi.html>

外来植物の適正利用方針
沖縄県対策外来種リスト



沖縄県環境自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市糸崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-2243

（制作）一般財団法人沖縄環境科学センター

7-7. 運輸関連従事者（非意図的外来種）

【行動計画での記載内容】（p9）

2) 非意図的外来種への対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。

これらの非意図的外来種に対しては、モニタリングにより侵入を予防することが重要です。特に外来種の侵入経路になる可能性の高い県外からの貨物船が利用する港湾、輸入物資が一次保管される保税蔵置場等において、定期的なモニタリング調査を実施します。また、環境省、税関、植物防疫所、動物検疫所、港湾・空港関係者、運輸関係者等の関連する機関と連携した情報収集及び情報共有を行います。

また、港湾等の侵入口を越えて県内に侵入した外来種については、県民や事業者等が発見することが想定されます。そのため、『(1) 1) 普及啓発』の取り組みにより、対策の必要な外来種を見つけた場合に速やかに情報提供を行うよう、周知を行います。

モニタリングにより、重点予防種等の外来種の侵入が確認された場合は、速やかに(3) 1) に示す初期防除を行います。

【今年度の取組内容】

運輸業に携わる県民に対して、非意図的外来種に関する資料を作成し、配布した。資料は、物流に伴い非意図的に侵入及び拡散する可能性のある種を紹介し、侵入監視及び早期発見への協力を呼びかける内容とした。沖縄県トラック協会のご協力により、資料は協会発行の月刊誌「沖縄トラック情報（2023年3月号）」に掲載され、協会会員の約670事業者に配布予定である。

また、今後の課題及び検討事項として、以下が考えられた。

- ・生き物が発見された場所がコンテナ内など移動を伴う場合、夜間や休日でも迅速な対応が求められるため、連絡体制を構築しておく必要がある。
- ・多様な種の混入も想定されるため、種判別の対応も求められる。

【運輸業に関わる皆様へ】A4 両面

運輸業に関わる皆様へ 荷物 資材 コンテナ内の

外来種に注意



発見したら すぐに連絡を!

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。これらの中には物流に伴って意図せず運ばれてきてしまった生き物も多くあります。このように非意図的に侵入する外来種に対しては、早期に発見することが重要になります。荷物や資材、コンテナ内に生き物が紛れ込んでいないでしょうか？ 見つけた際は下記までご連絡ください。ご協力をお願いします。

問い合わせ先(発見したら、まずはお電話ください!)

沖縄県環境部自然保護課 環境省沖縄奄美自然環境事務所 一般財団法人沖縄県環境科学センター
 ☎098-866-2243 ☎098-836-6400 ☎098-875-5208
 目撃場所、日時を記録して頂き、スマホで写真を構って右記QR読み取り後メールを送ってください。
 info_alien@okikanka.or.jp

侵入に警戒! 拡散に注意!

荷物や資材、車やコンテナに生き物が紛れていませんか?

重点予防種 ヒアリ

特定外来生物

分布 2017年に初めて兵庫県で発見(海外から輸送されたコンテナ内)とされており、国内各地で確認されている。県内では毎年調査が行われているが確認されていない。

特徴 体長2.5~6mの赤茶色のアリで、1つの巣にさまざまな大きさのものが存在する。巣を刺されると痒いので、服類にある繊維で攻撃する。

影響 節足動物などの捕食や在来アリの類との競争が懸念される。人やペットへの健康被害のほか、農作物をかじって品質を低下させたり、家畜を襲うなど、農業へも影響を及ぼすことがある。

重点予防種 セアカゴケグモ

特定外来生物

分布 国内に広く分布する。県内では1996年に米軍施設内のコンテナ内で確認されたことがあり、野外での定着は確認されていない。同じゴケグモ属のハイロゴケグモは県内各地で確認されている。

特徴 メス(有毒)は体長7~10mm程度で、全体が黒く、腹部背面に赤い環状(砂時計型)がある。オス(無毒)は体長4~5mm程度で、腹部背面に灰白帯で中央に黒取りのある白い斑紋がある。

影響 攻撃的ではないが、触ると咬まれることがある。メスは有毒であるため、咬傷被害が生じる恐れがある。

重点対策種 グリーンアール

特定外来生物

分布 那覇市や豊見城市の一部で高密度に生息している。

特徴 全長12~20mmの緑色(褐色に黒褐色に変化する)のトカゲで、目の周りが青く、オスは赤い大きな斑点が散らばる。

影響 昆虫類の捕食や在来トカゲ類との競争が懸念される。

重点対策種 オオヒキガエル

特定外来生物

分布 石垣島と大東諸島に定着している。過去に何度か西表島に侵入しているが、発見・駆除されている。

特徴 体長9~15cmの大型のカエルで、背中には一面のイボ(小瘤)がある。耳の後ろにある大きな耳腺からは強い毒が分泌される。

影響 昆虫類や小型の脊椎動物の捕食や在来カエル類との競争が懸念される。オオヒキガエルを食べた鳥やへびなどが死んでしまう可能性もある。

すでに県内に定着している外来種もやんばる地域やその他の未定着地域に拡げないことが大切です。

県内で実際に起きた事例 || 写真・情報提供 琉球省沖縄県美自然環境事務所

令和4年2月、台湾から輸送されたコンテナ内からオオヒキガエルが発見され、国内にはいない種のホンコンゴウアマガエルであることが判明しました。その後も同様の発見事例が何例も発生しましたが、関係者のみなさんからの迅速な通報により、野外への侵入や他地域への拡散を防ぐことができました。

県内の外来種情報を収集・発信しています。
 沖縄県外来種対策センター
 沖縄県外来種対策センター
 沖縄県外来種対策センター
 沖縄県外来種対策センター

沖縄県環境部自然保護課
 TEL: 098-866-2243
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階
 【制作】一般財団法人沖縄県環境科学センター